

許 可 証

日立市指令衛第 53 号
平成30年 7月19日

J X 金属環境株式会社
代表取締役社長 齋藤 勝美 殿

日立市長 小 川 春 樹



平成30年6月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業について、次のとおり許可します。

取扱廃棄物

ごみ（焼却灰、ばいじん）、~~し尿~~、~~浄化槽汚泥~~

事業内容

~~収集、運搬、中間処理（溶融）、埋立て、浄化槽清掃~~

最終処分場所

J X 金属環境株式会社（日立市宮田町字裏木戸道南 3445, 字銅婦 3447, 字三作 3592 番, 字杉室 3453 番, 字銅婦 3449 番, 字三作 3596 番 2, 字裏木戸 3443 番, 字羽根黒 3593 番 5)

車両、器材の種類及び数量

ホイールローダー3台、フォークリフト2台、クレーン2基

事業所、事業場及び営業所の所在地

日立市宮田町 3453 番地

従業員の数

72名

許可番号

第3007号

許可期間

平成30年8月8日から平成32年8月7日まで

営業の区域

日立市内※取扱廃棄物は市外発生物あり

許可条件

- 1 許可を受けた施設へ搬入・処分する一般廃棄物を決定した場合は、その都度、事前に市と協議（事前協議）し、市長の指示に従うこと。
- 2 許可を受けた施設における一般廃棄物処理量を、毎月市に報告すること。

(注)

- 1 この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
- 2 許可期間が切れたとき、又は事業を廃止し、若しくは休止したときは、直ちにこの許可証を返還してください。
- 3 市の施設への搬入及び作業方法については、係員の指示に従ってください。
- 4 上記の内容（許可番号、許可期間、営業の区域及び許可条件を除く。）に変更があったときは、直ちにその旨を届け出てください。